



# 在宅高齢者の 福祉・介護支援事業のご案内

市は、住み慣れた地域や家庭で安心して生活が続けられるよう、各種事業を実施しています。

## 家族介護慰労金支給事業

介護保険で要介護3・4・5の認定を受けている在宅の人で介護認定を受けてから1年間、介護保険サービスを利用しなかった人(年間7日間の短期入所利用は除く)を介護している家族に慰労金を支給します。

## 家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3・4・5と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を常時介護している家族(介護者が同一世帯でない場合は、介護者も非課税世帯であること)に介護用品の支給券を交付します。



## 在宅高齢者等配食サービス事業

在宅での調理が困難な65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の人などを対象に、週5回を限度にお弁当を届けるとともに安否確認をします。(1食500円)

### 問い合わせ

地域包括支援センター

内線 3646・3647

## 在宅老人寝具洗濯・乾燥サービス事業

在宅の65歳以上の介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者など(住民税非課税のひとり暮らし高齢者・住民税が4万2千円以下の世帯の寝たきり高齢者などが対象)に寝具の洗濯・乾燥を行います。



## 高齢者バス等運賃助成事業(おでかけ券)

日常の交通手段として、路線バス、コミュニティバス、和賀地区乗り合いタクシーを利用する70歳以上の高齢者のみの世帯や市民税非課税世帯の高齢者に対し、バスなどの運賃の一部を助成します(年度一回、3千円分の助成)。

## 緊急通報装置

(福祉ふれあいホットライン事業)

ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯などに、消防署(緊急時)と福祉事務所(相談時)に直通する緊急通報装置(火災警報器を含む)を貸与します。

## 高齢者相談員

長寿社会課内に高齢者相談員がおり、高齢者の各種相談に応じています。



### 問い合わせ

長寿社会課高齢福祉係

内線 3637・3638